

令和6年伯耆町第5回定例会 条例等議案説明資料概要



令和6年12月
伯耆町 総務課

2

議案等説明資料

提出課:総務課

議案番号 64	伯耆町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
(提案理由及び概要)	
1. 理由	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。
2. 概要	法の一部改正に伴い、用語の定義の追加、引用する規定の改正等、所要の改正を行う。 ○用語の定義の追加 ・用語の定義を追加する。(第2条) (5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。 (6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。 ○引用規定の改正 ・法別表第2が削られたことによる改正(第4条) - 第4条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。
3. 施行期日	公布の日

提出課:総務課

議案番号 65	伯耆町議会議員及び伯耆町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について																					
(提案理由及び概要)																						
1. 理由	公職選挙法施行令の一部改正に準じ、町議会議員及び町長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担の限度額を引き上げるもの。																					
2. 概要	<table><tr><th colspan="2">区分</th><th>改正前</th><th>改正後</th></tr><tr><td rowspan="2">選挙運動用自動車の使用</td><td>自動車の借入れ契約(1日当たり)</td><td>15,800円</td><td>16,100円</td></tr><tr><td>燃料の供給契約(1日平均単価)</td><td>7,560円</td><td>7,700円</td></tr><tr><td>選挙運動用ビラの作成</td><td>作成費(1枚当たり)</td><td>7円51銭</td><td>7円73銭</td></tr><tr><td>掲示場用ポスターの作成</td><td>印刷費(1枚当たり)</td><td>1,000円</td><td>1,016円</td></tr></table>			区分		改正前	改正後	選挙運動用自動車の使用	自動車の借入れ契約(1日当たり)	15,800円	16,100円	燃料の供給契約(1日平均単価)	7,560円	7,700円	選挙運動用ビラの作成	作成費(1枚当たり)	7円51銭	7円73銭	掲示場用ポスターの作成	印刷費(1枚当たり)	1,000円	1,016円
区分		改正前	改正後																			
選挙運動用自動車の使用	自動車の借入れ契約(1日当たり)	15,800円	16,100円																			
	燃料の供給契約(1日平均単価)	7,560円	7,700円																			
選挙運動用ビラの作成	作成費(1枚当たり)	7円51銭	7円73銭																			
掲示場用ポスターの作成	印刷費(1枚当たり)	1,000円	1,016円																			
3. 施行期日	公布の日																					

提出課:総務課

議案番号 66	鳥取県町村総合事務組合規約の変更に係る協議について
(提案理由及び概要)	
1. 理由	学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に係る事務について、令和7年度から総合事務組合による共同処理事務を行うこととしている。共同処理する事務を変更し、同組合規約を変更することについて、地方自治法第286条第1項及び290条の規定により、議会の議決を求めるもの。
2. 概要	鳥取県町村総合事務組合の共同処理する事務として、「公立学校の学校医、学校歯科医及び薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）第2条に規定する学校医等の公務上の災害に対する補償に関する事務」を加える。
3. 施行期日	令和7年4月1日

提出課：総務課

議案番号 67	伯耆町教育委員会教育長の任命について			
(提案理由及び概要)				
1. 理由	現教育長 箕浦 昭彦 氏の任期が、令和7年2月17日で満了となるため、再任について議会の同意を求めるもの。			
2. 概要	教育委員会教育長(再任:3期目)			
	氏 名	住 所	年 齢	生年月日
	箕浦 昭彦	大殿1967番地12	65	昭和34年2月26日
				任 期
				(3年) 令和7年2月18日から 令和10年2月17日まで
3. 根拠法令	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項			

提出課：総務課

議案番号 68	伯耆町教育委員会委員の任命について			
(提案理由及び概要)				
1. 理由	現教育委員会委員 大木 寿之 氏の任期が令和7年2月17日で満了となるため、再任について議会の同意を求めるもの。			
2. 概要	教育委員会委員(再任:5期目))			
	氏 名	住 所	年 齢	生年月日
	大木 寿之	岸本919番地75	63	昭和36年11月7日
				任 期
				(4年) 令和7年2月18日から 令和11年2月17日まで
3. 根拠法令	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項			

議案番号 69	伯耆町職員の給与に関する条例の一部改正について					
(提案理由及び概要)						
1. 理由	令和6年8月の人事院勧告等により、所要の改正を行うもの。					
2. 概要	○給料表の改定(平均改定率3%の引上げ)					
	(月)					
○期末勤勉手当の支給率引き上げ						
令和6年12月支給率						
一般職	期末勤勉手当それぞれ0.05月引上げ改定					
	期末手当 1.225月→1.275月					
	勤勉手当 1.025月→1.075月					
再任用職員	期末勤勉手当それぞれ0.025月引上げ改定					
	期末手当 0.6875月→0.7125月					
	勤勉手当 0.4875月→0.5125月					

議案番号 70	伯耆町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について					
(提案理由及び概要)						
1. 理由	令和6年8月の人事院勧告等により、所要の改正を行うもの。					
2. 概要	(1)給料表の改定(平均改定率11.1%の引上げ)					
	(2)期末勤勉手当の支給率引き上げ					
	令和6年12月支給率					
	期末勤勉手当それぞれ0.05月引上げ改定					
	期末手当 1.225月→1.275月					
	勤勉手当 1.025月→1.075月					
	(3)日額又は時間額のパートタイム会計年度任用職員の報酬の計算期間の変更					
	月の11日から翌月10日まで→月の1日から末日まで					
3. 施行期日	公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。					
	ただし、(3)については、令和7年1月1日から施行する。					

				(月)			
		現行		令和6年度(改正後)		令和7年度	
		期末	勤勉	期末	勤勉	期末	勤勉
職員	6月期	1.225	1.025	1.225	1.025	1.25	1.05
	12月期	1.225	1.025	1.275	1.075	1.25	1.05
	年計	4.5		4.6		4.6	

		現行		令和6年度(改正後)		令和7年度	
		期末	勤勉	期末	勤勉	期末	勤勉
職員	6月期	1.225	1.025	1.225	1.025	1.25	1.05
	12月期	1.225	1.025	1.275	1.075	1.25	1.05
年計		4.5		4.6		4.6	

提出課:総務課

議案番号 71	伯耆町豊かなふるさと創造基金条例の一部改正について
(提案理由及び概要) 1. 理由 企業版ふるさと納税を基金への積み立てに充てる要件として、事業の目的を基金条例に定める必要があるため、所要の改正を行うもの。 2. 概要 条例第6条第1項第7項に「地域再生法(平成17年法律第24号)第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業として行う事業の財源に充てるとき」の規定を追加する。 3. 施行期日 公布の日から施行する。	